

令和8(2026)年度社会福祉法人等一般指導監査資料・調書 (軽費老人ホーム入所者処遇)

施設名		施設所在地	
電話番号		メールアドレス	
作成日		記入者 職氏名	

1 記載要領

- (1) 本調書は、老人福祉法(社会福祉法)に基づく指導監査の実施に当たり、事前に提出いただくものです。
- (2) 提出は、**調査日の概ね2週間前まで**とし、**調書提出月の初日時点の状況を記載**してください。
- (3) 調書は、【1人員】【2設備】【3-1運営(処遇)】【3-2運営(体制)】に分かれています。
- (4) 確認事項欄にチェックボックス(□)が設けられている項目は、**該当する項目等にチェック(☑)**願います。また、「**黄色の着色部分**」には、**具体的内容、回数等を記載**してください。
- (5) 自己点結果欄は、プルダウンになっていますので、**該当する項目を選択**してください。
 - ：満たしている。できている。
 - ×：満たしていない。できていない。
 - △：一部満たしている。
 - 非該当：該当しない。

2 根拠法令等略語

基準省令： 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平20厚労省令107)

基準条例： 宇都宮市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平25宇都宮市条例2)

第1 職員

確認項目 ※着色セルは、標準確認項目。	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入すること】	自己点検結果	根拠法令	検査員点検結果	検査員記載欄
施設長	・ 施設長は、資格要件を満たしているか。 〔資格要件〕 □ 社会福祉主事任用資格を有する者 □ 社会福祉事業に2年以上従事 □ 同等以上の能力を有する者		基準省令第5条第1項		
	・ 施設長は常勤専従の者が配置されているか		基準省令第11条第1項一号、同条第4項		
	・ 施設長が他の職務を兼務している場合、兼務状況は適切か。 〔兼務の状況〕 □ 当該事業所の他の職務 □ 他の事業所、施設等の職務		・ 当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる		
生活相談員	・ 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。 〔資格要件〕 □ 社会福祉主事任用資格を有する者 □ 同等以上の能力を有する者 〔特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホーム〕 □ 生活相談員のうち1人を置かない		基準省令第5条2項、第11条第1項二号 ・ 特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、生活相談員のうち1人を置かないことができる。 ・ 生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。		
	・ 生活相談員のうち1人以上は、常勤の者となっているか。		基準省令第11条第5項		
介護職員	・ 常勤換算方法で、次の職員数を配置しているか。 □ 一般入所者の数が30以下 1以上 □ 一般入所者の数が30を超えて80以下 2以上 □ 一般入所者の数が80超 2に実情に応じた適当数を加えて得た数		基準省令第11条第1項第三号、同条第7項 ・ 入所者であつて、特定施設入居者生活介護の提供を受けていないものをいう。 ・ 入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、介護職員のうち1人を置かないことができる。		
	・ 介護職員のうち1人以上は、常勤の者か。				
栄養士	・ 1以上配置されているか。 〔定員が40人以下又は他の施設等の栄養士との連携による効果的な運営〕 □ 栄養士を置かない		基準省令第11条第1項第四号 ・ 入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあつては栄養士を置かないことができる。		

確認項目 ※着色セルは、標準確認項目。	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入すること】	自己点検結果	根拠法令	検査員点検結果	検査員記載欄
事務員	・ 1以上配置されているか。 〔定員が60人以下又は他の施設等を併設する経費老人ホーム〕 ☐ 事務員を置かない		基準省令第11条第1項第五号 ・入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。		
調理員、その他の職員	・ 実情に応じた適当数が配置されているか。 ☐ 調理員 ☐ 調理業務の全部を委託 ☐ その他の職員		基準省令第11条第1項第六号 ・調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては調理員を置かないことができる。		
宿直員	・ 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせているか。		基準省令第11条第13項 ・当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舍が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。		
入所者及び一般入所者の数	・ 職員の員数を算定する場合の入所者の数は、前年度の平均値としているか。 ただし、新設し、若しくは再開し、又は増床した事業所においては、適正な推定数により算定しているか。 ※ 前年度の平均値 = 人 前年度(4/1～3/31)の全入所者の延数を当該前年度の日数で除して得た数(小数点第2位以下切り上げ) ☐ 新設又は増床した施設に該当 新設又は増床の時点から、 * 6月未満の間 …居室の利用人員数の90% * 6月以上1年未満の間 …直近の6月における全入所者等の延人数を6月間の日数で除して得た数 * 1年以上経過 …直近1年間における全入所者等の延人数を1年間の日数で除して得た数 ☐ 定員減に該当 * 3月以上経過 …定員減少後の入所者延数を延日数で除して得た数		基準省令第11条第2項		

第2 設備

確認項目 ※着色セルは、標準確認項目。	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入すること】	自己点検結果	根拠法令	検査員点検結果	検査員記載欄
設備	・ 居室 ▢ 採光及び換気のための窓、その他の開口部を設け定期的な換気等が実施できる。 ▢ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けている。 ▢ ナースコール又はこれに代わる設備を設けている。		基準省令第10条 ・他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。		
	・ 談話室、娯楽室又は集会室 ▢ 備品、椅子やテーブルは入所者の使いやすいものになっている。 ▢ それぞれの機能を発揮できる適当な広さを有している。				
	・ 食堂 ▢ 椅子やテーブルの高さは入所者に合わせている。				
	・ 浴室 ▢ 高齢者(入所者)の利用に適している。 ▢ 介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けている。				
	・ 調理室 ▢ 食器、調理器具等を消毒する設備がある。 ▢ 食器、食品等を清潔に保管する設備がある。 ▢ 防虫、防鼠の設備がある。				
	・ 上記のほか、次の設備を有している。 ▢ 洗面所 ▢ 便所 ▢ 面談室(相談室) ▢ 洗濯室又は洗濯場 ▢ 宿直室 ▢ 事務室その他の運営上必要な設備				
	・ 施設内に一斉に放送できる設備を設置しているか。				
	・ 居室が二階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けているか。				
居室(10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により構成される区画における設備の基準)	・ 居室 ▢ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けている ▢ ナースコール又はこれに代わる設備を設けている。		省令第10条第5項 ・共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。		
	・ 共同生活室 ▢ 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有している ▢ 必要な設備及び備品を備えている				

第3ー1 運営(サービス)

確認項目 ※着色セルは、標準確認項目。	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要な事項を記入すること】	自己 点検 結果	根拠法令	検査 員点 検結 果	検査員記載欄
運営規程	- 運営規程に、次の重要事項を定めているか.. - 施設の目的及び運営の方針 - 職員の職種、数及び職務の内容 - 入所定員 - 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 - 施設の利用に当たっての留意事項 - 非常災害対策 - 虐待の防止のための措置に関する事項 - その他施設の運営に関する重要事項		基準省令第7条 ・従業員の員数は、基準を満たす範囲内で「〇人以上」と記載しても差し支えない。		
入所申込者等に対する説明等	入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しているか。		基準省令第12条		
	契約において、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはいないか。				
	入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、入所申込者等の承諾を得て、重要事項を電磁的方法により提供しているか。				
掲示	- 軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ※重要事項を記載したファイル等をいつでも関係者に自由に閲覧可能な形で施設内に備え付けることも可。		基準省令第28条 ・従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業員の氏名までの掲示は求めない。 ・自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、ウェブサイトへの掲載は行わないことができる。		
	前記の重要事項をウェブサイトに掲載しているか。				
入退所	入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めているか。		基準省令第14条		
	当該施設において日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助を行っているか。				
	退所に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。				

確認項目 ※着色セルは、標準確認項目。	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入すること】	自己点検結果	根拠法令	検査員点検結果	検査員記載欄
利用料等の受領	- 入所者から利用料を徴しているか。 - サービスの提供に要する費用(所得の状況等を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。) - 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。) - 居住に要する費用(共用部分及び居室の光熱水費を除く。) - 居室に係る光熱水費 - 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用 * 具体的内容 : - 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの(その他の日常生活費) - 利用者の希望による身の回り品として日常生活に必要なもの(歯ブラシ等) - 健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等) - 預り金の出納管理に係る費用 - 私物の洗濯代 - その他 :		基準省令第16条		
	- 退去時における原状回復費用及び利用料が滞納された場合の保証金を徴収しているか。 * 保証金の額 : 円				
	あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ているか。				
サービス提供の方針	入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しているか。		基準省令第17条第1項、第2項		
	職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。				
食事	入所者の心身の状況及び嗜好に応じて、適切な栄養量及び内容としているか。		基準省令第18条		
	一時的な疾病等により、食堂において食事することが困難な入所者に対しては、居室において食事を提供するなど必要な配慮を行っているか。				
	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況をあきらかにしているか。				

確認項目 ※着色セルは、標準確認項目。	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入すること】	自己点検結果	根拠法令	検査員点検結果	検査員記載欄
	・ 夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降としているか。 ・ 食事の提供は直営か、委託か。 ☐ 直営 ☐ 委託 ・ 入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲等を食事に反映させるため、介護・看護部門と食事関係部門の連携を図っているか。 ・ 入所者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。				
生活相談等	・ 入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じているか。また、必要な助言その他の援助を行っているか。 ・ 要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行っているか。 ☐ 金銭等にかかるものについては、書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行後はその都度確認を得ている。 ☐ 必要な支援(代行)を行った場合は、その都度記録している。 ・ 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 ☐ 会報の送付 ☐ 施設が実施する行事への参加の呼びかけ ☐ 入所者と家族の面会の場所や時間など利便に配慮している。 ・ 買い物や外食、図書館の利用など、入所者の外出の機会を確保するよう努めているか。 ・ 一週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしているか。 ・ 入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を行っているか。		基準省令第19条		
居宅サービス等の利用	・ 入所者が要介護状態等となつた場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じているか。		基準省令第20条		

確認項目 ※着色セルは、標準確認項目。	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入すること】	自己点検結果	根拠法令	検査員点検結果	検査員記載欄
健康管理	・ 入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。 * 今年度の実施(予定)月 ()月		省令第21条		
協力医療機関等	・ 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の要件を満たす協力医療機関を定めているか。 ※複数の医療機関を協力医療機関として要件を満たすことも可 □ 医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している。 □ 診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している。		基準省令第27条 ・ 協力医療機関及び協力歯科医療機関は施設から近距離であることが望ましい。 ・ 地域包括医療病棟を持つ医療機関は、在宅療養支援病院等を除き、連携の対象として想定される医療機関には含まれない。		
	・ 協力医療機関と年1回以上、入所者の病状の急変時等における対応を確認するとともに、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を市に届け出ているか。		・ 令和9年3月31日までの間は、努力義務 ・ (別紙1)協力医療機関に関する届出書		
	・ 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所と、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めているか。		・ 第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことも可。		
	・ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、入所者の急変時等における対応の確認に加えて、当該協力機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行っているか。				
	・ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めているか。				
	・ 歯科医療の確保の観点から、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。				
秘密保持等	・ 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。		基準省令第29条 ・ 職員でなくなった後においても、秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講ずるべきこと。		
記録の整備	・ 次の記録を整備しているか。 □ 設備に関する記録 □ 職員に関する記録 □ 会計に関する記録		基準省令第9条、第15条		
	・ 入所者のサービスの状況に関する次の記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 □ 入所者に提供するサービスに関する計画 □ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 □ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 □ 苦情の内容等の記録 □ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		・ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除)、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。		
電磁的記録等	・ 職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。				
	・ 交付、説明、同意、承諾等について、書面に代えて電磁的方法により行う場合は、相手方の承諾を得ているか。		基準省令第40条		

第3-2 運営(体制)

確認項目 ※着色セルは、標準確認項目。	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要な事項を記入すること】	自己点検結果	根拠法令	検査員点検結果	検査員記載欄
施設長の責務	・施設長は、入所者本位のサービス提供を行うため、入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		基準省令第22条		
生活相談員の責務	・生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行っているか。 □ 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅介護支援事業者との密接な連携を図るほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携 □ 苦情の内容等の記録 □ 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録		基準省令第23条 ・特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームであつて、第11条第6項の規定に基づく生活相談員を置いていない場合にあつては、介護支援員が行うものとする。		
勤務体制の確保	・月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び介護職員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にしているか。		基準省令第24条		
	・職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しているか。				
	・職員に対し、その資質の向上のため、研修機関が実施する研修や施設内研修への参加の機会を計画的に確保しているか。				
	・入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ＊講じている措置の内容 □ []		・新たに採用した医療・福祉の資格を有さない従業者については、採用後1年間の猶予期間を設ける。		
	・職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止するため、特に以下の措置を講じているか。（セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず利用者やその家族等から受けるものも含む。） □ ハラスメントの内容とハラスメントを行ってはならない方針の明確化・職員への周知・啓発 □ 相談・苦情に対応する担当者・窓口の設置 （ 職氏名： ） □ 入所者・家族等からのカスタマーハラスメントを防止するための取組〔望ましい取組〕 □ 相談体制の整備 □ 被害者への配慮 □ マニュアル作成		・事業主が構すべき措置の詳細については、以下に規定されているとおり。 ①事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講すべき措置等に対しての指針（平成18年厚労省告示第615号） ②事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講すべき措置等に対しての指針（令和2年度厚労省告示第5号）		
業務継続計画の策定等	・業務継続計画を策定しているか。また、以下の内容を記載しているか。 〔感染症に係る業務継続計画〕 □ 平時からの備え □ 初動対応 □ 感染拡大防止体制の確立 〔災害に係る業務継続計画〕 □ 平常時の対応 □ 緊急時の対応 □ 他施設及び地域との連携		基準省令第24条の2 ・業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の社会福祉施設・事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することが可能。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。		

確認項目 ※着色セルは、標準確認項目。	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入すること】	自己点検結果	根拠法令	検査員点検結果	検査員記載欄
	・ 研修を年2回以上実施しているか。 ※感染症の業務継続計画に係る研修は、感染症予防・まん延防止のための研修と一体的に実施可能」 *今年度の開催(予定)月 ()月 ☐ 新規採用時には別に研修を実施 ☐ 研修記録の作成		・感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ・災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。		
	・ 定期的に訓練(シミュレーション)を年2回以上実施しているか。 ※非常災害対策に係る訓練、感染症予防・まん延防止のための訓練と一体的に実施可能 *今年度の開催(予定)月 ()月				
	・ 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。				
非常災害対策	・ 風水害、火災その他の非常災害に備えるため、周辺地域の環境及び入所者の特性を踏まえ、入所者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた非常災害に関する具体的計画を策定しているか。 ※「具体的計画」の内容 ☐ 消防計画 ☐ 震災、風水害等の災害に対処するための計画(非常災害対策計画)		基準省令第8条		
	・ 施設内の防災計画等に基づき、以下の体制整備を行っているか。また、ア及びイについて、定期的に従業者、入所者に周知しているか。 ア 関係機関(市町、消防署、警察署等)への通報・連絡体制 イ 入所者を円滑に避難誘導するための体制 (周知方法):				

確認項目 ※着色セルは、標準確認項目。	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要な事項を記入すること】	自己点検結果	根拠法令	検査員点検結果	検査員記載欄
	・施設の所在市町から要配慮者利用施設として指定されているか				
	・【要配慮者利用施設に指定されている場合】避難確保計画を策定しているか。 ＊計画策定している場合：市町長への報告日：				
	・当該計画に基づく訓練を実施しているか。また、結果を市町長へ報告しているか。 ＊訓練を実施した場合：市町長への報告日：				
衛生管理等	・入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 □調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行われている □上水道の利用（地下水利用の場合等は、水質検査、塩素消毒等の実施） □年1回以上の大掃除の実施 □食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っている □インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌対策、レジオネラ症対策等について、通知等に基づき適切な措置を講じている □施設内の適温に努めている		基準省令第26条		
	・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染症対策委員会)をおおむね3月に1回以上、定期的に開催し、結果について従業者に周知徹底しているか。 ＊今年度の開催(予定)月（ ）月		・当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 ・同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。		
	・感染対策担当者(看護師が望ましい。)を決めているか。				
	・「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」を整備しているか。				
	・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を、年2回以上行っているか。 ＊今年度の開催(予定)月（ ）月 □新規採用時には別に研修を実施 □研修記録の作成				
	・定期的に、感染症が発生した場合を想定した訓練(シミュレーション)を年2回以上実施しているか。 ＊今年度の開催(予定)月（ ）月		・訓練の実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを組み合わせながら実施することが適切である。		

確認項目 ※着色セルは、標準確認項目。	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要な事項を記入すること】	自己点検結果	根拠法令	検査員点検結果	検査員記載欄
苦情への対応	・入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。また、提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合は、指導助言に従って必要な改善を行っているか。		基準省令第31条 ・県からの求めがあつた場合には、改善の内容を県に報告しなければならない。 ・省令上の「必要な措置」とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし、入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、施設に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。		
	☐ 苦情相談窓口担当者 職氏名() ☐ 苦情解決のための手続きの明確化 ☐ 苦情受付の窓口及び苦情解決のための手続きの周知				
	・苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録・保存しているか。				
	・苦情の内容を踏まえ、処遇の質の向上に向けた取組を行っているか。				
地域との連携等	・施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。		基準省令第32条		
	・市町が派遣する介護サービス相談員を積極的に受け入れるなど、市町が実施する事業に協力するよう努めているか。				
事故発生の防止及び発生時の対応	・「事故発生の防止のための指針」を整備しているか。		基準省令第33条 ・当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 ・同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。		
	・事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底を図る体制が整備されているか。				
	・「事故発生の防止のための委員会」を設置して、定期的を実施しているか。 ＊今年度の開催(予定)月 ()月				
	・「事故発生の防止のための職員に対する研修」を年2回以上実施しているか。 ＊今年度の開催(予定)月 ()月 ☐ 新規採用時には別に研修を実施 ☐ 研修記録の作成				
	・担当者を置いているか。(委員会の安全対策を担当する者同一の従業者が務めることが望ましい。)				
	・事故が発生した場合は、速やかに県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。				
	・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。				
	・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ＊ 損害賠償保険への加入 ☐ 有 ☐ 無				

確認項目 ※着色セルは、標準確認項目。	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要な事項を記入すること】	自己点検結果	根拠法令	検査員点検結果	検査員記載欄
身体的拘束等の適正化	・ 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。		基準省令第17条第3項から第5項 身体拘束廃止・防止の手引き		
	・ 緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合は、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の三要件を満たしていることを確認し、利用者等や家族に説明の上、実施することとしている（三つの要件） ☐ 入所者等本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い（切迫性） ☐ 代替する介護方法がない（非代替性） ☐ 一時的なものである（一時性）				
	・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者等の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しているか。				
	・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下、「身体的拘束等適正化検討委員会」という。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に対し、周知徹底を図っているか。 *今年度の開催（予定）月（ ）月			・当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 ・同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。	
	・ 身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めているか。				
	・ 身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるため、次に掲げる事項を実施しているか。 ☐ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること ☐ 支援員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、上記様式に従い、身体的拘束等について報告すること ☐ 身体的拘束等適正化検討委員会において、報告された事例を集計し、分析すること ☐ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること ☐ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること ☐ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること				
	・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。				

確認項目 ※着色セルは、標準確認項目。	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要な事項を記入すること】	自己点検結果	根拠法令	検査員点検結果	検査員記載欄
	・（策定されている場合）下記の項目が盛り込まれているか。 （盛り込むべき項目） ㊦ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ㊦ 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ㊦ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ㊦ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ㊦ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ㊦ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ㊦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針				
	・ 身体的拘束等の適正化のための指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上開催しているか。 * 今年度の開催（予定）月（ ）月 ㊦ 新規採用時には別に研修を実施 ㊦ 研修記録の作成				
虐待の防止	・ 虐待の防止のための対策検討委員会を設置し、定期的を開催しているか。 * 今年度の開催（予定）月（ ）月		基準省令第33条の2 ・他の社会福祉施設・事業所との連携等により行うことも差し支えない。 ・当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 ・同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。		
	・ 虐待の防止のための指針が整備されており、次のような項目を盛り込んでいるか。 ㊦ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ㊦ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ㊦ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ㊦ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ㊦ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ㊦ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ㊦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ㊦ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ㊦ その他虐待の防止の推進のために必要な事項				
	・ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上研修を実施しているか。 * 今年度の開催（予定）月（ ）月 ㊦ 新規採用時には別に研修を実施 ㊦ 研修記録の作成				
	・ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、担当者を置いているか。（当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。）				